

IV まとめと今後の課題

第1章 養護教諭基本調査

1 年齢・経験年数

県全体の養護教諭の平均年齢は43.0歳、平均経験年数は19.9年となっている。平均年齢は小学校より中学校の方が4.7歳高く、経験年数も長い人が多い。年代別にみると、20代160人、30代142人、40代199人、50代以上292人の構成で、40代以上の占める割合が61.9%（491人）に達している。

校種別にみると、最も多い年代は小・中学校共に50代以上で、小学校160人（30.1%）中学校132人（50.4%）である。逆に、最も少ない年代は、小学校では30代105人（19.8%）中学校では20代35人（13.4%）である。

経験年数を10年刻みでみると、0～9年229人、20～29年191人、30年以上の経験者は220人であるのに対し、10～19年の経験者は153人と少ない。30代や10～19年の経験年数の養護教諭が少ないことは、個々のライフステージのなかでも育児休暇等を取得する者が多い時期であるとも推測できる。

10年後に向けて、若手・ミドルリーダーの育成のために、養護教諭研究会では、平成28年度より、会員が県外レベルの研修会に参加する事業を企画している。同時に、県教育委員会の事業であるスクールヘルスリーダー派遣事業の継続・養護教諭指導リーダー育成事業の継続を要望していきたい。

2 免許取得及び保健主事任用状況

(1) 免許取得状況

一種免許取得者は671人（84.6%）で、平成10年度的一种免許取得者386人（47.3%）と比べると大幅に増加している。20代、30代、50代の取得率は、共に80%を超えている。40代が77.4%と低いが、専修免許取得者と合わせると80%を超える。20代に一種免許取得者が多いのは、大学養成機関で取得した養護教諭が増えてきたためと思われる。また、30代以上については、平成8年度から開催されていた認定講習において取得した者が多いためである。一種免許希望者は、20代が11人中10人（90.9%）、30代が26人中18人（69.2%）、40代が39人中24人（61.5%）であった。専修免許希望者は、一種および二種免許を取得している20代では157人中18人（11.5%）、30代では142人中19人（13.4%）、40代では193人中36人（18.7%）、50代では283人中15人（5.3%）で、全体では88人（11.4%）だった。県内で30年度終了となった一種免許が取得できる認定講習の再開と一般教諭同様、現職での専修免許取得ができるよう要望していきたい。

(2) 保健主事任用状況

小学校で48.7%、中学校では63.2%の学校で、養護教諭が保健主事に任用されていた。平成7年度の保健主事制度改正以降任用率が増加し、小学校では4割強、中学校では6割弱で推移し、横ばいが続いている。

養護教諭が学校保健活動の中核的役割やコーディネーターとしての役割を求められている中、保健主事としても学校保健推進のための役割を果たす必要がある。

第2章 学校基本調査

1 養護教諭を取り巻く環境に関する調査

(1) 健康教育の校内組織体制

平成 23 年度からの推移をみると、健康教育の校内組織体制は「十分機能している」「十分ではないが機能している」が着実に増加している反面、「組織なし」が4%もある。各委員会への参画状況をみると、「就学支援」「いじめ対策」「特別支援」「生徒指導」への所属率は8割を超えている。しかし、「企画（運営）委員会」への所属率が47.5%と低く、小・中学校別でみると、小学校35.9%、中学校69.2%であった。「進路指導委員会」への所属率は小学校3.6%、中学校8.6%と29年度と変わらず低い結果だった。今以上に養護教諭の専門性と保健室の機能を生かした情報提供や発言が各委員会のできるよう、マネジメント力の向上を図りたい。

(2) 保健室及び校内の施設・設備

「インターネットに接続できるパソコン」設置は、県全体で小・中学校共に97%を超え高くなっている。インターネット環境の整備は、日本スポーツ振興センターの手続きや執務の効率を図る上で100%が望まれる。「保健室からのメール送受信」では、静岡・浜松が高率に対して、静東・静西が低く、県全体では6割強だった。平成29年度と比較すると割合が低くなっているのは、30年度は「メール送受信とは、市町外に制限なく送受信ができること」と明記したことや、インターネットに接続できる学校だけでなく県全体を対象にしたことにある。調査等メール回答、他機関、多職種との連携が必要とされている中、個人のアドレスを保持できることが望まれる。「セキュリティ設備」についても個人情報保護の観点から100%が望まれる。また、「一般教室の空調設備（エアコン・扇風機）」の設置は、県全体でほぼ9割に達しているが、エアコンより扇風機の割合が高いのが現状である。平成30年度は、環境衛生基準の一部改正により、教室等の温度基準について望ましい温度の基準が「17℃以上 28℃以下」に見直されたと共に、災害級と称される暑さ対策のため県内各市町で学校へのエアコン設置が検討されている。また、「製氷機」に関する調査を新たに実施した結果、小学校21.2%、中学校52.3%の設置率だった。熱中症への対応はもちろん、迅速な応急手当のために各校への製氷機の設置が望まれる。

(3) 教科保健（保健学習）の実施状況

教科保健を実施した形態は、ほとんどがチーム・ティーチング等であった。しかし、30年度は、兼職発令を受けての教科保健の実施が小学校1.0%（1校）、中学校1.9%（2校）あった。実施した学校の成果としては、「児童生徒理解が進んだ」「保健室の情報が生かされた」の割合が、小・中学校共に7割を超えていた。

養護教諭不在時における保健室への支援体制を整え、がん教育など新たな指導内容にも対応できるよう、専門性を生かした授業の実践が望まれる。

(4) 学級活動や総合的な学習の時間などにおける保健指導の実施状況

保健指導の実施率は、小学校が66.3%、中学校が42.9%だった。年次推移をみると小学校は減少傾向、中学校は横ばいである。実施した学校の成果としては、「児童生徒理解が進んだ」「保健室の情報が生かされた」「個々の健康への関心の高まり」の回答が多かった。一方、授業時間以外（体重測定時や放送等）で保健指導を実施した学校は全体で約9割あり、時間

の確保が難しい中、工夫して指導を行っていることが分かる。

平成 21 年度に施行された学校保健安全法第 9 条（保健指導）では、「養護教諭を中心として関係教職員と連携した組織的な保健指導の充実」が明示されていることから、自校の健康課題を明確にし、課題解決に向けて、養護教諭の専門性を発揮していくことが必要である。

2 保健室・別室登校及びいじめ・虐待など保健室利用に関する調査

(1) 保健室・別室登校の実態

保健室登校児童生徒がいる学校は 306 校で、29 年度より 6 校減少した。しかし、保健室登校児童生徒数は 1,023 人で、29 年度より 105 人増加した。また、保健室登校児童生徒がいる一校あたりの人数は、小学校 2.84 人、中学校 4.17 人となっている。地区別にみると、小学校では浜松、中学校では静西の割合が高い。保健室登校をしている児童生徒の変化では、小学校は「教室復帰」33.6%、中学校は「保健室継続登校」30.0%が最も多かった。支援計画がある学校の割合は、小学校は 14.7%、中学校は 19.0%であった。保健室登校の支援をするにあたり、保護者との信頼関係、校内での職員間の情報共有と共通理解、小・中学校の連携、さらに地域・関係諸機関との連携が必要である。

平成 30 年度は、保健室登校児童生徒の実態に加え、別室登校児童生徒の実態も調査した。その結果、保健室登校児童生徒のいる学校の割合が、小学校 37.9%、中学校 43.6%に対し、別室登校児童生徒のいる学校の割合は、小学校 29.3%、中学校 77.4%だった。また、保健室登校児童生徒数は、小学校 539 人、中学校 484 人であり、別室登校児童生徒数は、小学校 280 人、中学校 1,074 人だった。中学校の保健室登校生徒数は減少傾向にあったが、別室登校生徒のいる学校の割合や人数の多さから、集団になじめない子どもたちが増加していることが改めて浮き彫りになった。別室登校を始めるまでの過程の中では、学級担任だけでなく、養護教諭が関わっていることが多く、校内支援体制の中で養護教諭が果たしている役割が大きいのではないかと推測される。

(2) 養護教諭が心の健康に問題を抱える児童生徒へ支援した事例の実態

(保健室登校対応以外)

養護教諭が心の健康に問題を抱える児童生徒へ支援した学校は、小学校で 82.0%、中学校で 94.7%と多い。その内容は、小・中学校共に「友達との人間関係」「身体症状からくる不安や悩み等」が高く、中学校では、それに加え「家族との人間関係」「自傷行為」の割合も高くなっている。小学校高学年から中学校にかけての思春期は、人格の形成に向けて大きく成長すると同時に自我の芽生えによって心が揺れ動く時期である。この時期は、友達との関係、学習の悩み、自信と不安が入り混じった感情、理想と現実のなかでの葛藤などから、精神状態が大変不安定になる。この思春期を前向きに受け止めて乗り越えていくことができるよう、児童生徒一人一人に向き合い、丁寧に対応することが求められる。そのためにも、複数配置を視野に入れた人的な措置が必要である。

(3) 養護教諭が対応に関与したいじめの実態

養護教諭がいじめの対応に関与した児童生徒数は、386 人だった。いじめ発見のきっかけは、小・中学校共に「本人からの相談」が最も多い。児童生徒の日常の健康観察に重点を置き、「いつもと違う」といった教職員の気付きを共有し、学校全体で早期発見・早期対応に

努めていくことが必要である。

(4) 養護教諭が対応に関与した虐待を受けた児童生徒の実態

養護教諭が虐待の対応に関与した児童生徒数は333人だった。全体でみると小・中学校共に29年度より増加している。虐待発見のきっかけは、小学校では「担任」による発見、中学校では「本人からの相談」が最も多い。小学校では、「本人からの相談」も増加している。その他、小・中学校共に「担任」「担任以外の教師」「養護教諭」と教職員による発見が多いことから、日常生活の中で、教師と児童生徒がよりよい人間関係を築いていくことが大切であると言える。

(5) 教職員の保健室利用

教職員からの相談があった学校は、小・中学校共に約9割だった。相談内容では、「児童生徒の心身の健康」「児童生徒の登校しぶり・不登校・保健室登校」「教職員自身に関すること」が多かった。児童生徒に関する相談だけでなく、教職員の人間関係や家族に関すること等の相談もあることから、教職員が様々な悩みやストレスを抱えながら仕事をしていることが分かる。教職員にとって、養護教諭が身近な相談役として認識されていることを配慮し、日常会話をより大切にする必要があると考える。

3 危機管理に関する調査（研修、熱中症、食物アレルギー、保健体育科における武道）

(1) 危機管理に関する校内研修の実態

危機管理における校内研修の取組では、小学校9割、中学校8割が実施しており、その9割以上に養護教諭が中心または一員として参画している。校内研修の内容は、「一次救命実技研修」が最も多く、次いで「アレルギー対応研修」「シミュレーション研修」という結果だった。平成23年にエピペン[®]が保険適用となり、処方を受けている児童生徒の増加に伴い「アレルギー対応研修」の実施率が高くなっている。危機管理能力の向上と緊急時に全職員が適切な対応ができるよう、校内研修で毎年実施していく必要がある。

(2) 熱中症とその予防に関する実態

熱中症での医療機関受診率では、小学校よりも中学校が高い。また、先に述べたように30年度は、災害級と称された暑さのため例年より受診者が増加している。中学校は、小学校に比べ体育の授業や部活動での運動量が増えるため、保健体育科教師や部活動顧問などの関係職員と連携し、熱中症の予防に努めていきたい。また、熱中症発症時の救急対応のため、全学校への製氷機の設置が喫緊の課題だと考える。

各校で、暑さ指数（WBGT）が測定できる器具の保有率は9割を超え、定期的に暑さ指数を測定し、早めの対応を取っている。さらに、熱中症についての集団指導は、県全体で7割が実施している。また、屋内外の活動制限の措置をとった学校は、小・中学校共に8割を超えている。今後も、児童生徒への集団指導、教職員への周知徹底等、熱中症予防のための対策を講じていきたい。

(3) 食物アレルギーに関する実態

食物アレルギー対応委員会の設置率は、小学校63.3%、中学校54.5%であった。「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月文科省）では、「食物アレルギー対応委員会等で組織的に行う。」と明示されていることから、100%設置が望まれる。

食物アレルギーで、学校生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー用）を提出している児童生徒を1,000人単位から実数にすると、県全体で6,419人であり、29年度より275人増加している。そのうち、エピペン®を処方されている人数も、県全体で845人と、29年度より65人増加している。子供たちが安心して安全な生活を送ることができるように、家庭との連携、教職員との情報共有・共通理解を図るとともに、アレルギー対応に関する研修をさらに充実させたい。

(4) 保健体育科における武道必修化に関する取組の実態

平成24年度から必修化された武道の授業において、けがや事故で医療機関を受診した生徒数は、柔道が最も多く129人だった。武道の授業に伴う事前対策や指導は約7割の学校が実施しており、内容としては、「生徒への安全指導」がどの地区も約9割、次いで「施設・設備の安全点検および補修」が7割だった。引き続き、保健体育科教員と連携して、安全対策や安全指導が100%になるような取組を行っていくことが大切である。

第3章 個人基本調査

1 複数配置・資質の向上に関する調査

(1) 複数配置

複数配置校は県全体で35校であった。複数配置希望者は、全校児童生徒数が多くなるに連れて増加する。小・中学校共に児童生徒数550人以上の学校で希望率が急増し、850人以上の学校では100%となっている。

一日の平均来室人数別では、20人を超えると複数配置の希望率が急増している。複数配置の効果としては、「子供の来室時の対応に十分な時間がとれる」「養護教諭が常時在室できるので常に緊急時に対応できる」「感染症の予防や発生時の対応が迅速に行える」が多い。また、「教職員との相談時間の確保が容易になった」「保護者との相談時間の確保が容易になった」「養護教諭自身の心の健康保持に有効であった」等、児童生徒の対応以外にも効果を感じている。児童生徒の心身の健康問題の複雑化・多様化に伴う教職員からの相談や職務内容も多様化しているため、様々な事務処理が膨大化している。また、教職員全体の世代交代が急速に進み、若手教員が増加していくなか、養護教諭自身の心身の健康保持のためにも、児童生徒数が複数配置の定数に満たない学校であっても、児童生徒の実態に応じた弾力的な複数配置や支援体制（市町単独保健室補助員等）の充実が望まれる。

(2) 資質の向上

養護教諭が今必要としている研修は、職務に関する内容では、小・中学校共に「救急処置・救急体制」が最も多く、領域・分野では「心の教育」、技法に関する内容では「心理学的技法」が多かった。時代の変化とともに、児童生徒の心身の健康課題が複雑化・深刻化しているため、養護教諭に求められる専門性と役割が幅広く多岐にわたっている。今後も、児童生徒の健康課題解決のために、会員のニーズに応えた研修会を実施し、養護教諭の資質の向上に努めていきたい。また、大量な退職者世代を迎えるにあたって、市町教育委員会・各教育事務所に養護教諭の指導主事を配置し、資質の向上や人事に精通できる指導体制を要望したい。